

加賀市の維持向上すべき歴史的風致

計画期間
令和3年度(2021)～令和12年度(2030)

寛永16年(1639)前田利治の大聖寺藩創設により錦城山麓に藩邸を設置し、藩邸正面を基準に行ったと推定される町割り、現在もほぼ継承されている。城下町は大聖寺藩の核として交通・産業等の地域基盤が構築されるとともに、茶道や能楽をはじめとする芸術や嗜みの文化が、藩主前田家の気風を背景に醸成され、今日に受け継がれている。また、山代・山中・片山津の温泉の恵みによる祭り、九谷焼や山中漆器の伝統工芸は、人々の暮らしのなかに浸透している。さらに、日本海沿岸の浜辺では北前船で栄えた橋立等に歴史的なまちなみが残り、大聖寺川・動橋川流域の地域では、様々な生活や生業に関する習俗等を育んでおり、周辺市街地と一体となって加賀市固有の歴史的風致を形成している。

01.城下町大聖寺にみる歴史的風致

城下町大聖寺は、溝口秀勝や山口玄蕃、前田家によって治められ、整備されてきた。城下には多数の寺社があり、菅生石部神社では御願神事と敷地天神講が行われ、加賀市を代表する行事となっている。また、前田藩主が推奨した能楽、坂網獵、茶の湯といった活動が広まり、現在でも行われている。

御願神事 ▶



02.温泉文化にみる歴史的風致

白山山系の火山活動は温泉の恵みをもたらし、加賀市には、山代・山中・片山津の3温泉が存在し、発展を遂げてきた。温泉近在近郷のみならず様々な地域の人々が集う「総湯」を中心とした交流の場となるとともに、湯治客への「もてなし」の文化が醸成され、「菅蒲湯まつり」など観光客を巻き込んだまつりが継承されている。

菅蒲湯まつり ▶



03.「ぐち」なもののづくり文化にみる歴史的風致

「ぐち」とは「こだわり」や「細やかさ」を表す当地のお国言葉である。近世以降、大聖寺藩が殖産興業に力を注いだことにより、多彩なもののづくりが発展するとともに、武家の気風や温泉地により醸成された嗜みの文化は、九谷焼や山中漆器をはじめとする高度な工芸技術を生み出し、現在に継承されている。

九谷焼(色絵付け) ▶



04.浜辺のいとなみにみる歴史的風致

江戸時代から明治時代にかけて物流の大動脈を担った「北前船」は、市内の経済発展の基盤となり、橋立地区には船主集落の町並みが維持・形成されている。この地区において、大漁祈願を行う港まつり、大漁の神として信仰された出水神社の祭礼といった、海の恵みとの関わりが現在も続いている。

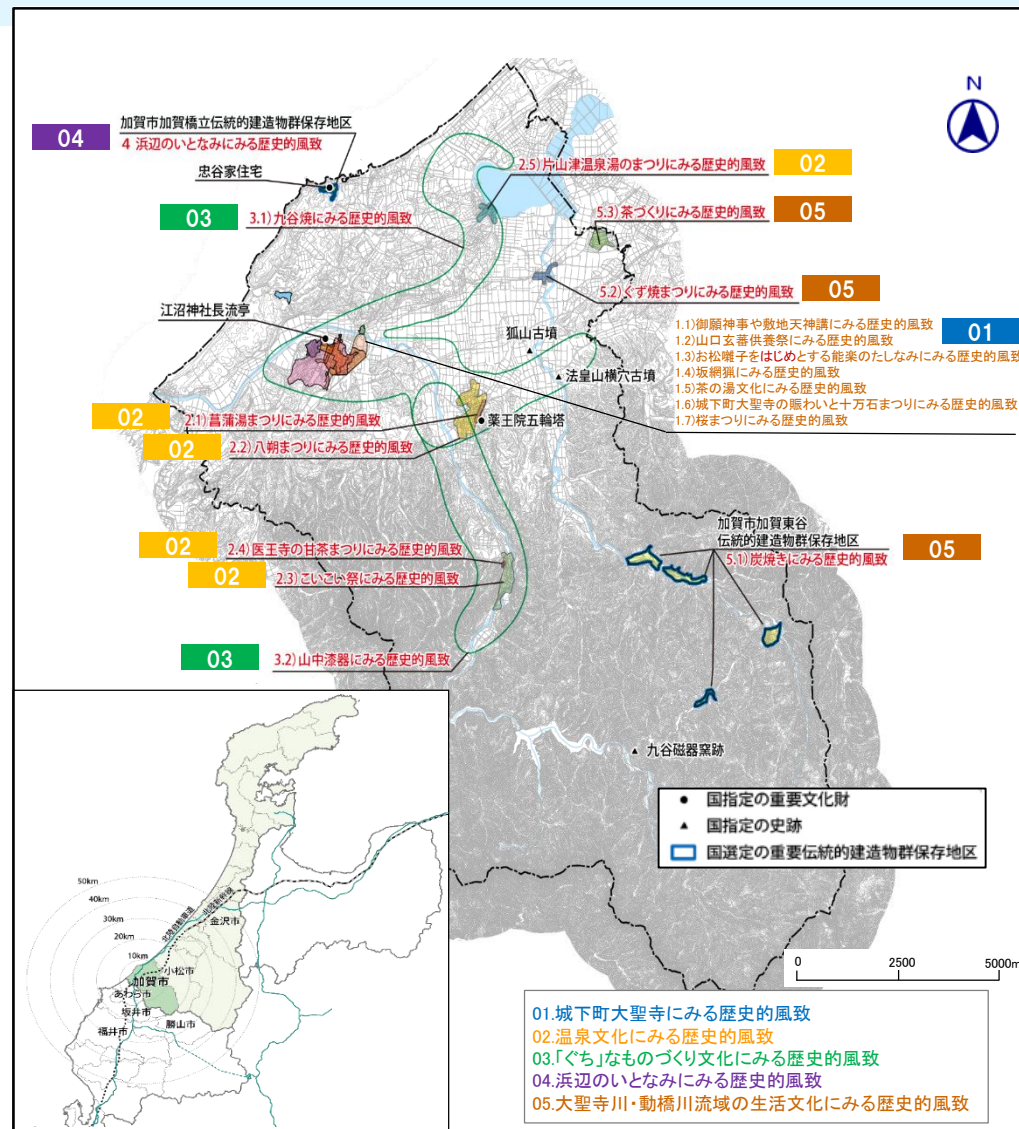
港まつり ▶



05.大聖寺川・動橋川流域の生活文化にみる歴史的風致

山間部では、近世に炭役が課せられ大聖寺藩の御用炭を生産した。炭焼きを主産業としていた当時の生活文化は集落の行事として継承されている。また、中～下流域において、藩命により導入された茶づくりの文化、河川と生活が密接に関わって生まれたぐず焼まつりなど、生活・生業や文化・風習が川とともに息づいている。

茶畑 ▶



加賀市の重点区域における施策・事業概要

重点区域の名称と面積
名称:城下町大聖寺 面積:約205ha

重点区域において、国指定の重要文化財「長流亭」の周辺地域にある「錦城山公園」「江沼神社」の整備のほか歴史的風致を形成している建造物の保存・活用を実施するとともに、祭礼行事や伝統文化等の担い手育成・確保に資する事業などを推進し、歴史的風致の維持向上を図る。

① 錦城山公園修景整備事業

大聖寺城跡である錦城山公園の保存・活用を図るため、園路や安全施設の修繕、休憩施設の更新等を行い、地域の歴史的風致の核となる施設として整備する。

錦城山公園 ▶



② 江沼神社庭園整備事業

旧大聖寺藩邸敷地内にある江沼神社庭園の改修整備を行い、文化遺産としての価値を高め、周辺環境との調和をとり、魅力向上を図る。

江沼神社庭園 ▶



③ 歴史的都市構造保存整備事業

城下町の都市構造に由来する道路を示す旧北国街道の美化、水路等を示す説明板の設置を行い、歴史文化の保存と活用を図るための環境を整える。

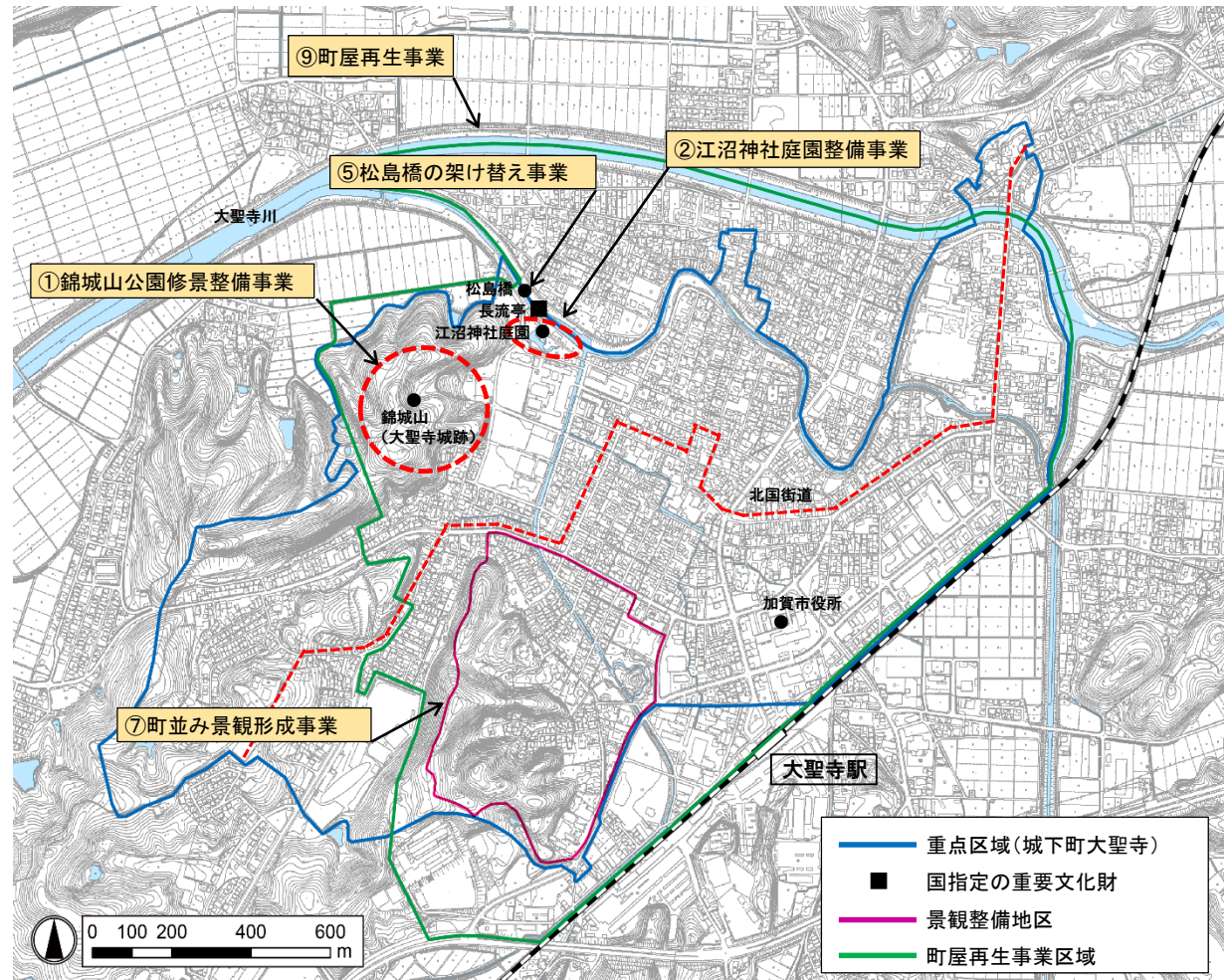
旧北国街道の町並み ▶



⑤ 松島橋の架け替え事業

松島橋は、「長流亭」を望む旧大聖寺川に架かる重要な場所に位置し、架け替えを行うにあたり、歴史性や周辺環境との調和に配慮した橋梁整備を行う。

松島橋(完成イメージ) ▶



■ 重点区域全域を対象とした事業

- ③ 歴史的都市構造保存整備事業
- ④ 空地活用整備事業
- ⑥ 町名の普及啓発及び由緒書等整備事業
- ⑧ 歴史的風致形成建造物修理事業
- ⑩ 祭礼の継承事業
- ⑪ 伝統芸能の継承事業
- ⑫ 茶の湯文化普及啓発事業
- ⑬ 和菓子文化普及啓発事業
- ⑭ 伝統工芸の継承事業
- ⑮ 歴史的風致活動の推進事業
- ⑯ 歴史的人物の活用事業

■ 市全域におよぶ事業

- ⑦ 町並み景観形成事業(全8地区)
- ⑭ 伝統工芸の継承事業